

食品安全委員会第 315 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 1 月 7 日（木） 14:00～15:13

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2 品目

①アセキノシル ②インダノファン

(厚生労働省からの説明)

・農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等 2 品目

①*Aspergillus oryzae* MT2181株を利用して生産されたキシラナーゼ

②除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25系統を掛け合わせた品種

(厚生労働省からの説明)

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

・「トリメチルアミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・農薬「塩酸ホルメタネート」に係る食品健康影響評価について

・農薬「メトキシフェノジド」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した4品種を除く。）」に係る食品健康影響評価について

(4) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告等について

- (5) 平成 22 年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要について
- (6) 食品安全委員会の 12 月の運営について
- (7) 平成 22 年度食品安全モニターの募集について
- (8) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 俵木基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勸告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「アセキノシル」、「インダノファン」及び「イソプロチオラン」の食品安全基本
法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 *Aspergillus oryzae* MT2181株を利用して生産されたキシラナーゼ及び除草剤グ
リホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25系
統を掛け合わせた品種（食品）に係る食品健康影響評価について

資料 2 添加物専門調査会における審議結果について〈トリメチルアミン〉

資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈塩酸ホルメタネート〉

資料 3 - 2 メトキシフェノジド農薬評価書（第 2 版）（案）

資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈チョウ
目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目
害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ
MIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの
全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 4 品種を除く。）〉

資料 4 - 1 平成21年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

資料 4 - 2 「食品安全委員会の改善に向けて」（平成21年 3 月26日食品安全委員会決定）に

基づく改善への取組工程と改善の進捗状況

資料 5 平成22年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要について

資料 6 食品安全委員会の12月の運営について

資料 7 平成22年度食品安全モニターの募集について

6. 議事内容

◆小泉委員長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆様、明けましておめでとうございます。

ただ今から、本年最初の食品安全委員会となります、第 315 回会合を開催いたします。本年もどうぞよろしく願いいたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から俵木基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 315 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の外に、資料 1-1 「食品健康影響評価について」。

その関連資料としまして資料 1-2 『『アセキノシル』、『インダノファン』及び『イソプロチオラン』の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について』。

資料 1-3 「*Aspergillus oryzae* MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼに係る食品健康影響評価について」。

資料 2 「添加物専門調査会における審議結果について」。

資料 3-1 「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3-2 「農薬評価書メトキシフェノジド（第2版）（案）」。

資料 3-3 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4-1 「平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」。

資料 4-2 『『食品安全委員会の改善に向けて』（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況』。

資料 5 「平成 22 年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要について」。

資料 6 「食品安全委員会の 12 月の運営について」。

資料7「平成22年度食品安全モニターの募集について」。

資料は以上でございます。過不足ございませんでしょうか。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。そろっておりますか。

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明 について
--

◆小泉委員長 それでは、議事に入ります。

最初に、「(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

「資料1-1」にありますとおり、1月5日付けで厚生労働大臣から農薬2品目、農薬及び動物用医薬品1品目並びに遺伝子組換え食品等2品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

まず、農薬2品目並びに農薬及び動物用医薬品1品目につきまして、厚生労働省の俵木基準審査課長から説明をお願いいたします。

◆俵木基準審査課長 ありがとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

「資料1-2」で御説明をさせていただきたいと思っております。本日、食品健康影響評価をお願いいたします農薬等でございますが、「アセキノシル」、「インダノファン」、「イソプロチオラン」でございます。

1枚目でございますように、この3剤のうちの3つ目でございますが、イソプロチオランは、農薬であり、かつ、動物用医薬品でございます。これら3剤はいずれも評価依頼が今回で2回目以降ということでございますので、追加になります試験データを「別添2」のとおり別に記載をしておりますので、御確認をいただければと思います。

それでは、剤の説明に入らせていただきます。1ページめくっていただきまして、アセキノシルでございます。本剤は、12月8日付けで農林水産省より、適用拡大申請に伴います基準値設定の要請を受けたものでございます。本剤は、ナフトキノン骨格を有します殺ダニ剤でございます。既に我が国で農薬として登録をされております。今回はピーマン、うめなどへの適用拡大の申請があったということでございます。

国際的な評価は行われておりませんが、米国、カナダ、EUにおきまして基準値の設定が行われております。

これまで食品安全委員会では、平成 19 年に御評価をお願いいたしまして、平成 20 年 9 月に結果をいただいて、「ADI=0.022mg/kg 体重/day」という御評価をいただいているものでございます。

1 枚めくっていただきまして、インダノファンでございます。本剤も 12 月 8 日付けで農林水産省から、適用拡大の申請に伴います基準値設定の要請を受けたものでございまして、本剤は、インダノ骨格を有する除草剤でございます。既に我が国では農薬として登録をされておりました、稲に対する適用がございますが、今回は、小麦、大麦に対して適用拡大の申請があったものでございます。

国際的な評価は、この剤についても行われておりませんが、諸外国での基準の設定状況でございますが、確認をいたしました主要 5 か国・地域においては、基準値の策定はございません。

食品安全委員会での御評価でございますが、20 年 1 月に、「ADI=0.0035mg/kg 体重/day」といただいているものでございます。今回が 2 回目の評価のお願いでございます。

3 剤目でございますが、イソプロチオランでございます。本剤については、11 月 24 日付けで農林水産省から、農薬としての適用拡大の申請に伴います基準値設定の要請を受けたものでございます。本剤は、農薬、それから、動物用医薬品としても使用されているものでございまして、農薬としては、マロン酸エステル系の殺菌剤で、いもち病等に適用を持っております。また、動物用医薬品としては、肝細胞に作用するというので、肝疾患用剤として適用が認められております。

農薬としての登録は、稲（いもち病）等でございますが、今回、その稲への適用に当たりまして、これまで 45 日前までに本田で 3 回まで使用ができる形になっておりましたところ、今回 14 日前までで本田での使用については 2 回、トータルで育苗箱での使用も含めてトータルで 3 回までということで、使用回数の変更の申請があったものでございます。

国際的な評価でございますが、農薬及び動物用医薬品としての評価はいずれもございません。諸外国での基準の設定等もございません。

食品安全委員会での御評価でございますが、20 年 2 月に、「ADI=0.1mg/kg 体重/day」と御評価をいただいているものでございます。

最後、めくっていただきますと別添 2 となっております。前回、ご評価時以降追加で御提出する資料の一覧でございますが、アセキノシルにつきましては作物残留データしかございません。インダノファンにつきましては代謝試験、作物残留試験が提出されております。イソプロチオランにつきましてはラット 2 世代繁殖毒性試験、作物残留試験の追加の提出がございました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきま

して、何か御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、農薬2品目についてですが、ただ今の説明から、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているということで、昨年10月8日付けの食品安全委員会決定の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たりまして、試験成績が追加提出されておりますので、この委員会決定の1の(2)「新たな科学的知見の存在を確認したときは、委員長の指名する委員を中心に、当該科学的知見が評価対象に係る既存の評価結果（以下「既存評価結果」という。）に影響を及ぼすかどうか検討するものとする。」という規定によりまして対応することとなります。

担当委員の廣瀬さんから、本品目に関しまして、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、説明をお願いできますでしょうか。

◆**廣瀬委員** まず、最初のアセキノシルですが、これにつきましては、新たに提出された資料は、作物残留試験のみでありますので、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性はないと考えられます。

インダノファンについてですが、これにつきましては、作物残留試験、植物体内運命試験及び動物体内運命試験の成績が新たに提出されております。この動物体内運命試験は *in vitro* でラット肝のS-9ミクスチャーあるいはグルタチオンS-トランスフェラーゼの存在下で、インダノファンの代謝を検討するというものでありまして、この試験の結果が直接ADI設定に影響を及ぼすという可能性は低いとは思いますが、植物体内運命試験の結果を含めまして、評価内容の修正等が必要になるのではないかと考えられます。

以上です。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の廣瀬さんの御説明によりまして、「1. アセキノシル」につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性がない。「2. インダノファン」につきましては、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられるということでございます。

したがって、本委員会としては、1.アセキノシルにつきましては、先ほどの食品安全委員会決定の1の(2)の②に従いまして、委員会は、専門調査会による調査審議を経ることなく評価対象を評価しまして、必要に応じて評価書を改訂し、評価結果を通知するものとする。

2.インダノファンにつきましては、同決定の1の(2)の①に従いまして、専門調査会に調査審

議させるものとするということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**小泉委員長** それでは、1. アセキノシルにつきましては、今後、委員会において審議を行いまして、必要に応じて評価書を改訂することといたします。

2. インダノファンにつきましては、農薬専門調査会で審議することといたします。

続きまして、農薬及び動物用医薬品1品目についてですが、本品目につきましても、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、先ほどと同様、昨年10月8日付けの食品安全委員会決定の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たりまして、試験成績が追加提出されておりますので、この委員会決定の1の(2)の規定によりまして、担当委員から、本品目に関しまして、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかにつきまして、御説明をお願いできますでしょうか。

まず、農薬の担当委員の廣瀬さんからお願いいたします。

◆**廣瀬委員** イソプロチオランにつきましては、作物残留試験及び2世代繁殖試験の成績が新たに提出されておまして、2世代繁殖試験の成績は、既存の評価結果、つまりADIに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

以上です。

◆**小泉委員長** 次に、動物用医薬品の担当委員である見上さんからお願いします。

◆**見上委員** 前回の評価の際、イソプロチオランの用途は農薬中心であることから、農薬専門調査会で先に審議されました。

今回の申請においても、前回同様、農薬専門調査会でまず審議を行うこととし、その結果が親委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会での取扱いを検討すればよいと考えております。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明によりまして、本件につきましては、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われということでございます。

したがって、本委員会としては、先ほどの食品安全委員会決定の1の(2)の①に従いまして、専門調査会に調査審議させるものと思いたいと思います。

また、審議方法につきましては、本品目は、農薬及び動物用医薬品の両方に用途がある物質ですが、審議の効率化の観点から、まずは農薬専門調査会で審議を行うこととし、農薬専門調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において審議を行うかどうか検討して、決定をするということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等2品目につきましては、厚生労働省の俵木基準審査課長から説明をお願いいたします。

◆俵木基準審査課長 ありがとうございます。「資料1-3」で御説明をさせていただきたいと思っております。

「*Aspergillus oryzae* MT2181株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する食品健康影響評価をお願いするものでございます。昨年暮れ、12月24日付けで安全性審査の申請があったものでございます。

この品目は、キシラナーゼの生産能を高めるために、*Aspergillus oryzae*を宿主といたしまして遺伝子を幾つか導入して、又は、キシラナーゼを分解することに関与する遺伝子を欠失して得られた新しい組換え株、MT2181株より生産されたキシラナーゼでございます。これには選択マーカーとして、アセトアミダーゼの遺伝子及びオロチジン-5'-リン酸デカルボキシラーゼ遺伝子が導入されております。

利用目的、利用方法は、従来のキシラナーゼと同様でございます、パン等に添加されて使用されるようでございます。

「参考」でございますが、ここに記載されておりますとおり、キシラナーゼは、キシランのβ-1,4結合を加水分解して、キシロースを生成する反応を触媒する酵素でございます。ここにアセトアミダーゼ、オロチジン-5'-リン酸デカルボキシラーゼについて、どのように選択マーカーとなるかについての追加の情報を記させていただいております。

裏側でございますが、「遺伝子組換えワタ」の食品健康影響評価についてのお願いでございます。本剤は、除草剤グリホサート耐性、除草剤グリホシネート耐性を有します、それぞれ遺伝子組換えの品種、この「表」にございますように右側と左側の2つの品種でございますが、この2つの品種を掛け合わせた品種でございます。昨年12月22日付けで安全性審査の申請があったものでございます。

この掛け合わせになりますそれぞれの遺伝子組換えワタでございますが、グリホサート耐性ワタ、

グリホシネート耐性ワタでございますけれども、それぞれにつきましては既にこの表の一番下の欄にございますように、安全性の審査を経ておりまして、一方のものについては告示手続中ではございますが、食品安全委員会の安全性に関する審査は既にいただいたものでございます。それぞれ安全性審査をいただいた品種につきまして、その掛け合わせについての御評価をいただきたいというものでございます。

本剤についても利用目的、利用方法については、従来ワタと相違はないということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この2件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することいたします。

俵木基準審査課長、どうもありがとうございました。

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(2) 添加物専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いします。

◆長尾委員 それでは、簡単に紹介をします。食品の香料に使用されます添加物「トリメチルアミン」について、食品健康影響評価を実施しました。その結果、本物質は、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段問題となる毒性はないと考えられました。したがって、トリメチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと評価いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、「資料2」に基づいて補足の説明をさせていただきます。まず評価書(案)2ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。

今回の申請は、2009年11月に、厚生労働大臣から、添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

4ページ、「I.評価対象品目の概要」の「6. 評価要請の経緯」に記載がございますように、トリメチルアミンは、するめいか、あるいは魚などの食品中に存在する成分でございます。欧米では、様々な加工食品において香りの再現、風味の向上などの目的で添加されているものでございます。今回は、国際汎用添加物として、厚生労働省から評価資料が取りまとめられ、評価の要請があったものでございます。この評価につきましては、これまでの国際汎用香料と同様に、「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づきまして、資料の整理が行われております。

「II.安全性に係る知見の概要」につきましては5ページ以降に記載がございます。

「反復投与毒性試験」の成績でございますが、2つの試験が実施されております。まず、SDラットを用いました84日間混餌投与による試験成績でございます。この結果、310mg/kg体重/日群以上で体重増加抑制が認められた。病理組織学的な検査におきましては、620mg/kg体重/日群で精嚢腺の著しい委縮及び重量の減少などの精巣に対する影響、前立腺の腺管虚脱及び分泌物の減少といった所見が認められております。最終的にはNOAELといたしまして160mg/kg体重/日と評価をされているものでございます。

もう1つの試験でございますが、SDラットを用いまして、雄に対しましては交配前14日間、交配期間中14日間及び交配終了後14日間の連続42日間の強制経口投与、雌に対しましては交配前14日間、交配期間中最長14日間及び哺育4日まで強制経口投与をした、反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験が実施されております。5ページの真ん中には一般毒性に係る所見についてまとめられております。

結果でございますが、200mg/kg体重/日群の雄で2例、雌で1例の死亡が認められた。一般状態としては、異常呼吸音、投与直後の流涎がみられたという所見が認められております。剖検及び病理組織学的検査におきましては、200mg/kg体重/日群の雌雄の前胃において、炎症性細胞浸潤を伴った扁平上皮過形成並びに粘膜下組織に水腫及び肉芽の形成が認められたなどの所見が得られておりまして、一般毒性については、NOAELを40mg/kg体重/日と設定をしているところでございます。

この試験におきまして「生殖発生毒性」の評価が行われておりますが、その結果が6ページにまとめられております。生殖発生毒性につきましては結果認められないということでございまして、生殖発生毒性に対するNOAELといたしましては、200mg/kg体重/日と設定をしているところでございます。

6ページ真ん中以降に「遺伝毒性」の試験成績がまとめられております。細菌を用いました復帰

突然変異試験につきましては、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性の結果となっております。

染色体異常試験でございますが、構造異常誘発性が認められております。数的異常につきましては認められなかったということでございます。

in vivo の骨髄小核試験が実施されておりますが、結果は陰性ということございました。一部陽性ということではございますけれども、最終的な考察につきましては6ページ下4行から7ページ上段にかけまして記載がされておりますように、最終的には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないものと考えられたという考察となっております。

7ページ、「6. 摂取量の推定」でございますが、推定摂取量はおおよそ 52 から 153 μg の範囲になると推定をされるということございまして、この量でございますが、食品中にもともと存在する成分としての摂取量は、先ほど意図的に添加された本物質の約 0.225 倍ということが報告されております。

「安全マージンの算出」につきましては、先ほどの一般毒性に係る NOAEL40mg/kg 体重/日と推定摂取量等を比較いたしまして、安全マージン 10,000 から 40,000 という結果が得られております。

構造クラス分類に基づく評価につきましては、9ページのフローチャートの評価に従いまして、本物質は構造クラス I に分類されるということでございます。本物質は、生体内では内因性物質からも生成する物質ということで、ヒト尿中でも検出されるものでございますし、また、本物質を投与されたヒトにおきましては、トリメチルアミンオキシドに代謝され、尿中に速やかに排泄されたとする報告があるということで、生体中では速やかに排泄されるということが知られております。

JECFA における評価につきましては、8ページ上段にまとめられておりますけれども、推定摂取量というものが構造クラス I の摂取許容値 (1,800 μg /人/日) を下回るということから、安全性上懸念をもたらすものではないという判断となっているわけでございます。

以上のような資料を基に、最終的な「食品健康影響評価」につきましては8ページにまとめられておりますが、結論といたしましては、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられるという結論となっております。

本評価書(案)につきましては、本日、委員会終了後、2月5日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につつま

して、御意見・御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

◆小泉委員長 次の議事に移ります。

「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。農薬「塩酸ホルメタネート」及び遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

もう1つの農薬「メトキシフェノジド」につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象のため、厚生労働省から諮問内容について当委員会に対して説明があった際に、農薬専門調査会に付託するかどうかの検討をすることになっておりました。その結果につきまして、担当委員である廣瀬さんから説明をお願いいたします。

◆廣瀬委員 昨年10月8日付けの食品安全委員会決定に基づきまして検討した結果、メトキシフェノジドの諮問に当たりまして提出された試験成績は、作物残留試験のみであったということから、既存の評価結果に影響が及ぶことはないと判断いたしました。

したがって、農薬専門調査会には付託せずに、本委員会で直接審議をしていただくため、評価書(第2版)(案)を本日の資料として提出いたしましたので、審議をお願いしたいと思います。

◆小泉委員長 分かりました。それでは、まず、農薬「塩酸ホルメタネート」と、ただ今、説明のありました「メトキシフェノジド」について説明してください。

◆北條評価課長 それでは、「資料3-1」と「資料3-2」に基づいて御説明いたします。

資料3-1、塩酸ホルメタネートの評価書でございます。評価書3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、2005年11月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。今回の評価の要請につきましては、2008年3月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。基本法24条2項に基づく評価の要請でございました。

評価書(案)につきましては、昨年11月19日から12月18日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。結果につきましては、最後のページに記載がございますように、

期間中に御意見・情報はございませんでした。したがって、このものにつきましては、専門調査会の評価結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

資料3-2、メトキシフェノジドの評価書でございます。評価書3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、この農薬につきましては、既に当委員会におきまして一度評価が行われておりまして、その結果につきましては、2007年10月に厚生労働大臣に通知をされているものでございます。

今回の評価の要請は、「第2版関係」のところでございますが、2009年5月に、農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡、内容といたしましては、ブロッコリーに対します適用拡大の連絡がございまして、これを受けまして、同年6月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

先ほど廣瀬委員からも御紹介がございましたように、今回の評価の要請に当たりまして追加をされておりますのは作物残留試験の成績だけでございます。したがって、改訂をされた場所を御紹介いたしますと、17ページ「6. 作物等残留試験」の項目でございます。

実際に改訂をしておりますのは、17ページの下の方に「別紙3」と書かれております、評価書35、36ページに掲載をされておりますが、この別紙3の作物残留試験成績のうち、下の方になりますけれども、ブロッコリー、はなっこりー、食用ぎく、つるなが追加をされまして、ここの数字が加わったということでございます。

37ページ「別紙4：推定摂取量」のところも追加されました植物のデータが加わりまして、数字が改訂をされているという内容でございます。

さらに別の項目ではございますが、9ページの上の方でございますけれども「b.吸収率」という項目につきましては、これは最近の評価書にすべて記載をされている項目として吸収率を加えております。このような改訂をさせていただいております。

しかしながら、ADIあるいはその他の安全性に係る情報につきましては一切変更はございませんので、本日御了解がいただければADIにつきましては、従前のものを関係機関にそのまま通知をしたいと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、「塩酸ホルメタネート」につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「一日摂取許容量を0.001 mg/kg 体重/日と設定する。」また、「メトキシフェノジド」につきましては、平成19年10月に決定した評価結果と同じ値、すなわち、「一日摂取許容量を0.098 mg/kg 体重/日と設定する。」ということよろしいで

しょうか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等1品目について説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、「資料3-3」に基づいて御説明を申し上げます。今回の評価要請品目の「審議の経緯」につきましては、評価書の1ページに記載がございます。2009年12月に、厚生労働大臣より、遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

3ページ「I.評価対象食品の概要」を御覧いただきたいと思います。今回、評価の要請のあったものでございますが、「名称」というところに記載がございますように、いずれも遺伝子組換えトウモロコシでございまして、「Bt11 系統」、「MIR162 系統」、「MIR604 系統」、「GA21 系統」の4種類の系統のすべての掛け合わせ品種が評価の要請の対象となっているものでございます。ただし、既にこのうち4種類のものについては、食品安全委員会において御評価をいただいております、今回は残っております3ページ「(1)」から「(7)」までの7つの掛け合わせ品種についての評価の要請ということでございます。

この4つの親系統でございますが、4ページ中段「なお書き」のところに記載がございますように、すべて過去におきまして厚生労働省あるいは食品安全委員会で御評価をいただいているところでございまして、いずれもヒトの健康を損なうおそれはないと判断をされているところでございます。

このものの食品健康影響評価については、4ページの「食品健康影響評価」にまとめられておりますが、いずれも挿入された遺伝子から発現をされますタンパク質につきまして、宿主の代謝系への影響はないということが確認されているところでございます。

こういったことから、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づきまして評価をするということで、改めての安全性の確認を必要とするものではないと判断をしたという評価結果となっているところでございます。

したがって、このものにつきましては、これまでの掛け合わせ品種と同様に、国民からの御意見・情報の募集の手続を行わず、この結果を関係機関に通知をしたいと考えているものでございます。

御説明は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づきまして、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告等について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(4) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告等について」です。事務局から報告をお願いします。

◆西村総務課長 お手元の「資料 4-1」と「資料 4-2」でございます。

本件は昨年 12 月 17 日に開催されました、第 32 回の企画専門調査会において報告を行ったものでございます。資料 4-1 は、平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況を、11 月末現在で中間報告としてまとめたものでございまして、資料 4-2 は、昨年 3 月に委員会決定となりました「食品安全委員会の改善に向けて」に基づいて、改善の進捗状況を同じく 11 月末現在で取りまとめたものでございます。両方とも内容はほぼ重複しておりまして、整理の仕方が違うだけでございますので、本日は資料 4-2 の改善に向けての進捗状況の方で、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、「食品健康影響評価に係る改善方策」ということで、最初に評価の改善方策ということが 1 ページ以降書かれております。一番左側の欄が「改善方策」、委員会決定でございまして、真ん中の「平成 21 年度」、「平成 22 年度」の「改善方策を受けた取組工程」につきましては、委員会決定を受けまして事務局において取組工程を整理したものです。一番右側の「改善の進捗状況」は、その後どういった形で進められているかといったものを今般整理したものでございまして、今般新しく提示させていただくのは一番右側の欄でございます。

まず、「評価の迅速化」ということでございますけれども、ガイドラインの整備が掲げられております。これにつきましては、農薬、動物用医薬品及び肥料・飼料等の各専門調査会においてのガイドラインの策定に向けた検討の開始、器具・容器包装専門調査会においての検討開始予定、添加物に関する評価指針が意見・情報の募集に入っているといったことが、進捗状況として書かれております。

なお、この一番右側の欄は、11月末現在で整理をしておりますので、その後進捗したものもございますが、一応11月末現在の状況で御報告をさせていただきたいと思っております。

2番目の欄は複数の用途が存在する品目について主たる用途の専門調査会での調査審議を中心とするなどの、調査審議方法の改善ということですが、これについては、10月1日付けで動物用医薬品及び飼料添加物の両方に用途がある物質については、肥料・飼料等専門調査会に一本化して審議をするということを決めたり、あるいは遺伝子組換え技術を用いた動物用医薬品であるワクチンについて、関係の専門委員の方の参画を得る形で審議を進めているという取組をここで整理をしております。

一番下にある、明らかに評価が不要な案件などや、委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件を整理し、評価の迅速化に資するようにするということにつきましては、本日もその適用がされた案件が幾つかございましたけれども、この右側に書いてありますように、農薬の適用拡大、動物用医薬品の再審査、対象動物の追加などに関する取扱いの基準を決めまして、これに基づいて適用が行われているところでございます。

また、真ん中に書いてあるところでございますが、昨年10月の委員会において、既に委員会が評価の結果を有している評価対象についての取扱いについて、既に評価が終了した対象すべての評価要請に包括的に対応できるような基準を決定し、これに基づいて効率的な審議が行われているところでございます。

2ページの下は、必要に応じてワーキンググループを設置するというところで、これまで体細胞クローン家畜由来食品、ビスフェノールA、「発生毒性試験に関するワーキンググループ」、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」が設置されて、審議が行われているところでございます。

3ページは、評価方法等の見直しということで、データの信頼性の向上などについて指摘されておりまして、それに基づき対応が行われております。

3ページ真ん中辺りで、専門調査会座長会を定期的を開催し、横断的事項について評価指針を作成することになっておりまして、評価系専門調査会の座長会が開催され、安全係数の設定方法など横断的事項について、意見交換が行われたことを報告しているところでございます。

3ページの下以降は、「中長期的な取組」ということで、幾つかのことが記載されているところでございます。4ページ「③」には、タイムクロック制の導入を検討するということが改善に向けて提案されておりますが、一番右にございますように、平成22年1月1日以降に委員会が要請事項の説明を受けた企業申請品目に関しては、標準処理期間を1年として評価案件にタイムクロック制を施行することが、昨年7月の委員会決定で決められているところでございます。

5 ページは、「自ら評価に関する改善方策」ということで、「①」には、国民の意見をより反映する形で進めていくということで、自ら評価候補案件の募集方法を改善し、食品安全モニターなどからの募集を行うなど、間口を広げていくということが書かれております。これに基づいて、これまで平成 21 年度の自ら評価候補案件の募集などが進められているところでございます。

「②」は、「緊急な案件に柔軟に対応するための改善」ということで、緊急時対応マニュアルの規定の見直しを行い、より迅速かつ柔軟に対応するということが、現在、緊急時対応専門調査会で審議が行われているところでございます。その他、評価継続中の自ら評価案件の取扱いの検討などについて記載しております。

7 ページ、これ以降は、「施策の実施状況の監視等に係る改善方策」です。まず、「監視機能等の改善」ということで、施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行い、必要に応じて報告を求めるということが指摘されております。これにつきましては、右側でございますように、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目に関する検討状況のフォロー、そして、そこで受けた指摘を踏まえて、リスク管理機関に対するヒアリングの実施などを行い、その結果の報告を行ったということが書かれているところでございます。

「②」は、「食品安全モニターの活動等の改善」ということで、食品安全モニターからの報告を参考にして施策形成を行ったものについてのフィードバックということが書かれてございます。

8 ページには、引き続き、食品安全モニターの運営、「食の安全ダイヤルの周知」などについての取組を整理してございます。

9 ページですが、「情報提供に係る改善方策」ということで、特に、「①」、消費者などの関心が高いものについては、評価内容の理解の助けとなる Q&A などの作成を行うとともに、情報発信を分かりやすく行っていくということが指摘されております。これにつきましては右側でございますように、体細胞クローン技術を用いて産出された牛、豚などの食品に関する評価の審議結果の件、新型インフルエンザの発生に際して、あるいは O157 による食中毒の発生などの際に、分かりやすく Q&A やホームページでの情報提供を行ったという実績をここに整理してございます。

10 ページ、高濃度にジアシルグリセロールを含む食用油などの販売自粛に際しては、DAG についての解説などについて分かりやすく説明するということが、あるいは妊娠中の食生活についての情報提供などを積極的に行ったことを書いているところでございます。

その外、10 から 11 ページにかけては、ホームページ、プレスリリース、メールマガジン、季刊誌、DVD などの取組を整理してございます。

11 ページには、食品安全連絡会議における自治体との連携、ないしは食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いた意見交換ということで、メディア関係者との意見交換を行ったことを整理

しているところでございます。

12、13 ページもそういった件について整理をしてございます。

14 ページ、リスクコミュニケーション、意見交換会などについての改善ということでございます。リスクコミュニケーションの実施につきましては、多様な場の設定を行っていくというようなこと、また、分かりやすい資料の作成、情報提供などということで指摘されているところでございますが、これに対応し、意見交換会あるいはメールマガジンなどの発行などについての状況を、右側に整理しているところでございます。

15 ページには、リスク評価に関する知識を有する人材育成あるいは地方自治体との共催での意見交換会などについて指摘されておりますが、右側にはその開催実績などを整理しているところでございます。

16 ページ、「リスクコミュニケーション推進事業の改善」ということで、人材の育成について積極的な対応を図っていくということで、これについての実績を右側に整理しております。

「食育の推進等」ということで、17 ページには子どもを対象とした意見交換会、訪問学習、家庭科などの教員の免許状更新講習への講師派遣などについての実績を、報告させていただいているところでございます。

19 ページ、「緊急時対応に係る改善方策」ということで、「食品安全委員会の役割の明確化」ということで、消費者庁との効果的な連携が指摘されておりますが、現在、緊急時対応専門調査会でマニュアルの改正などについて審議が行われているところでございます。また、先ほども報告しましたが、緊急時ということで新型インフルエンザの発生に際して、速やかに「委員長見解」を公表するといった取組を行ってきているところでございます。

20、21 ページにつきましては、「事務局体制の改善」ないしは「外部の専門家や研究機関等との連携強化」についての取組を書かせていただいております。

21 ページは、必要な調査研究費の確保ということでございます。

22 ページは、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会の調査審議の徹底、充実ということで、取組の整理をしているところでございます。

23 ページには、専門委員の関係での取組を整理しているところでございます。

簡単ではございますが、以上御報告をさせていただきました。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。野村さん、どうぞ。

◆**野村委員** 16 ページのリスクコミュニケーション推進事業の改善の人材の育成のところですが、事務局の皆さんの努力もありまして、私も若干見てきたんですが、インタープリター並びにファシリテーターといった人材が、徐々に育ってきているという実感を持ちました。

これもそのまま放置するのは大変もったいないというか、大変重要な人材であると思いますので、これをフォローアップして、もっと国民に正しい知識を広めるために何らかの対応を、これから検討していただきたいなと思います。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。何か御意見ございますか。

◆**新本リスクコミュニケーション官** 人材育成の関係で、ファシリテーターとインタープリターということで、かなりの県で既にやってきてございまして、野村委員のおっしゃるとおり、こういった方々と一緒になって我々のリスコミを推進していくかいろいろ考えてございまして、そのためのネットワーク作りということで連絡体制の整備を今、手がけているところでございまして、そういう場を通じて情報提供なり、あるいは地域では意見交換会での協力ということで、引き続き検討してまいりたい、努力してまいりたいと思っています。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。日本中で何県ぐらい終了しているのでしょうか。

◆**新本リスクコミュニケーション官** ファシリテーターの関係については既に 30 県で実施してございまして、3月までの予定も含めて 30 県でございまして、インタープリターの関係については 14 県でやってございまして。

後ほど予算の関係でもお話があるかと思いますが、人材育成の予算自体については、22 年度においては講座の関係の経費としては計上されてございせんけれども、この人材育成の進め方については引き続きどのような形が可能かどうか、事務局の方で検討していきたいと考えております。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。外に御意見・御質問はございませんか。

ないようでしたら、次の議題に移ります。

(5) 平成 22 年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要について

◆**小泉委員長** 「(5) 平成 22 年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要に

ついて」です。

事務局から報告をお願いします。

◆西村総務課長 それでは、お手元の「資料5」に基づきまして御説明を申し上げます。昨年12月に政府予算案が決定されておりますが、そのうち平成22年度食品安全委員会関係の予算案の概要を取りまとめたものでございます。

総額としましては、12億1,800万円ということございまして、昨年度に比べて80.15%となっておりますが、21年度は事務所の移転があったということもございまして、今年はその分の経費がなくなっておりますので、その分を除きますと94%ぐらいとなっているところでございます。

食品安全委員会の予算は、リスク評価及びリスクコミュニケーションなどに係るものが中心でございますが、そのうち、「主要事項」について下のところに整理してございます。

一番大きなものが研究費でございますが、「食品健康影響評価技術研究の充実強化」ということで、3億4,300万円ということで、2,000万円の増額となっております。

うしろのページでございますが、リスク評価等に必要な調査に関する事業ということで、1億5,400万円ということで、これも若干の増額となっております。

「リスクコミュニケーションの推進」でございますが、これは5,400万円ございまして、政府全体の予算の整理ということもございまして、リスクコミュニケーション推進事業の廃止など、リスクコミュニケーションの推進に係る予算を効率化したということで、若干の減額になっているところでございますけれども、新たにインターネット動画による配信などの予算を計上したところでございます。

国際対応の強化には3,600万円ということで、ほぼ前年と同額の予算を計上しているところでございます。

これらの予算を食品安全委員会として有効に、効率的に活用していく必要があると考えるところでございます。

なお、うしろ面の下の方に機構・定員要求結果の概要についても書いておりますけれども、合わせて2名の増員が認められております。別途、平成21年度末をもって1人定員が削減されることも同時に決まっておりますので、差し引き1名の増となっております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。廣瀬さん、どうぞ。

◆**廣瀬委員** 資料5の裏面にリスクコミュニケーションの推進という欄がありますけれども、その中で、新たにインターネット動画による配信という項目がありますが、これは具体的にどのようなことについて配信するのか、その辺の御検討は済んでいるでしょうか。

◆**新本リスクコミュニケーション官** 要求段階での考え方といたしましては、リスク評価結果について分かりやすく、例えばグラフィック等を使った説明とか、あるいは意見交換会をコンパクトに編集をして、それをホームページに載せるということを考えておりまして、具体的にどうするかは、今後予算の範囲でどのような形ができるか検討した上で、推進していきたいと考えております。

◆**小泉委員長** よろしいですか。外にございませんか。

(6) 食品安全委員会の12月の運営について

◆**小泉委員長** それでは、次の議事に移ります。

「(6) 食品安全委員会の12月の運営について」です。事務局から報告してください。

◆**西村総務課長** それでは、お手元の「資料6」に従いまして、委員会の12月の運営結果の整理でございます。

食品安全委員会でございますが、12月3日の委員会では、リスク管理機関からの評価の要請が3品目ございました。

評価に係る補足資料の提出に関して、リスク管理機関から報告がございました。

プリオン専門調査会から審議結果の報告がございました。

食品健康影響評価の結果、3品目につきましてリスク管理機関に通知することを決めております。

12月10日の委員会では、平成22年度の評価技術研究の研究領域の候補について決定をしております。

12月17日の委員会では、リスク管理機関から9品目について評価の要請がございました。

農薬専門調査会、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会から審議結果の報告がございました。

農薬2品目について、評価結果のリスク管理機関への通知を決めているところでございます。

食品安全モニターからの報告についての集計、窒息事故の防止についての注意喚起について、委員長から事務局に指示がございました。

その外、「専門調査会の運営」でございますが、企画専門調査会が12月17日に開催されております。

緊急時対応専門調査会、添加物専門調査会が12月15日に開催されております。

農薬専門調査会につきましては、12月1日に確認評価第二部会、12月8日に幹事会、12月9日に確認評価第一部会がそれぞれ開催されているところでございます。

動物用医薬品専門調査会が12月22日、器具・容器包装専門調査会が12月24日、新開発専門調査会が12月18日、かび毒・自然毒等専門調査会が12月4日、遺伝子組換え食品等専門調査会が12月14日、肥料・飼料等専門調査会が12月25日にそれぞれ開催されております。

意見交換会の開催でございますが、「食品のリスクを考えるワークショップ（大分）」ということで、12月1日に開催されております。

「ジュニア食品安全委員会」が岐阜県で、「食品安全委員会セミナー」としまして、ナノテクノロジーをテーマにしたセミナーが東京で12月11日に開催されているところでございます。

最後のページでございますが、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る自ら評価についてのリスクコミュニケーションが、大阪及び東京で行われたところでございます。

また、札幌でリスクコミュニケーター育成講座（インタープリター型）も行われております。

最後のところでございますが、「講師等派遣」ということで、各種団体企画の講演会に、ここに書いてありますように野村委員を派遣するといったことが行われているところでございます。

以上でございます。

◆小泉委員長 それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。

よろしいですか。

(7) 平成22年度食品安全モニターの募集について

◆小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。

「(7) 平成22年度食品安全モニターの募集について」です。事務局から説明をお願いいたします。

◆小野勸告広報課長 それでは、「資料7」に基づきまして御説明いたします。

食品安全モニターの募集の件です。平成22年度、来年度の募集でございます。安全モニターにつきましては、消費者の方々に日常生活を通じまして、委員会が行っておりますリスク評価の結

果に基づき講じられる施策、あるいは食品の安全性などについて御意見をいただくとともに、地域への情報の提供に協力していただくという目的で、委員会が依頼するものでございます。

モニター全体では 470 名の規模でございまして、任期を 2 年、1 年ごとに半数を改選するというところでございますので、22 年度の募集人員は 235 名となっております。モニターの対象者としたしましては、20 歳以上で国内に居住している方々、しかも食品の安全について関心を持ち、安全モニター会議に出席可能である方々です。

条件といたしまして、大学等で食品に関係の深い学問、医学、歯学等々を修了していること、また、食品に関係の深い栄養士、管理栄養士等の資格を持っていること、食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあることという 3 つの中に当てはまる方々に応募していただき、その中から選定するというようにしてございます。任期は 22 年度、23 年度ですので、平成 24 年 3 月 31 日までとなっております。

次のページですが、食品安全モニターに求められる役割でございます。①食品の完全に係る調査についての報告、②食品安全行政などに関する意見の随時報告、③食品の安全に関する危害情報についての情報提供、④モニター会議への出席、⑤委員会が行う食品の安全に関する情報提供への協力ということでございます。

報告につきましては、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とするよう、使わせていただいております。随時報告につきましては、関係行政機関にも送付いたしまして、行政への反映を図るとともに、概要につきましては、委員会に報告した上でホームページ等にも掲載しているところでございます。広く人々の参考に供するというところでございます。

最後に募集のスケジュールです。本日、委員会で御了解が得られた後、早速明日からホームページ等に掲載いたしまして、募集を開始したいと思っております。また、あさって、9 日には新聞、全国紙、地方紙への広告を掲載する準備をいたしております。また、チラシを用意いたしまして自治体、保健所、栄養士会、調理師会、消費生活センター等に配布して、そこで配ってもらうことを考えております。募集の締切りが 2 月 5 日、選考結果の通知が 3 月下旬を予定しております。依頼状の発送を 4 月上旬ということで準備を進めたいと思っております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局は、平成 22 年度の食品安全モニターの募集手続を開始してください。お願い

いたします。

外に議事はございませんでしょうか。

◆西村総務課長 外にございません。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に私の方からお知らせが2件ございます。

まず、昨年7月16日に本委員会において決定いたしました、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理時間について」、いわゆる「タイムクロック」が、本年1月1日から施行となりましたので、お知らせいたします。

この決定は、企業申請品目に係る食品健康影響評価につきまして、リスク管理機関から要請事項の説明を受けた日から1年以内に評価結果を通知するよう努めることを定めたものでございます。本日、評価要請があったものから、この決定の適用を受けることとなりますので、今後、事務局におきましては、タイムクロックの管理を的確に行うようにしてください。

次に、もう1つの問題ですが、食品による窒息事故に関するワーキンググループのメンバーについてお知らせいたします。これまで、新開発食品専門調査会座長として、池上幸江さんに御出席いただいておりますが、昨年12月18日に新開発食品専門調査会の座長として、新たに山添康さんが互選されましたので、今後の本ワーキンググループ会合につきましては、山添さんに御出席をお願いする予定です。

なお、池上さんには、今後も引き続き専門参考人として御出席いただくようお願いする予定です。

これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、1月14日（木曜日）14時から開催を予定しております。

また、来週13日（水曜日）10時から、「化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループ」が公開で、同日14時から、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

それでは、以上をもちまして、第315回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。